

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者にかかる国民健康保険税の減免について

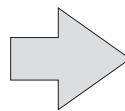
問 税務課 住民税係 ☎92-7918

減免の対象

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、保険税が減免となります。

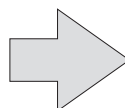
【保険税の減免の対象となる方】

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、
又は重篤な傷病を負った世帯



保険税を全額免除

新型コロナウイルス感染症の影響により、
主たる生計維持者の収入減少(※)が見込まれる世帯



保険税の一部減免

(※) 保険税が一部減免されるには、下記要件の**全て**に該当する必要があります。

- 【要件】 (1) 事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入の収入の種類ごとに見たいずれかの収入が、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
(2) 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること
(3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

保険税の減免額

保険税の減免額は、減免対象保険税額(A×B/C)に減免割合(D)をかけた金額です。

▽減免対象の保険税額(A×B/C)

- A: 世帯の被保険者全員について算定した保険税額
B: 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額
C: 主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額



▽合計所得金額に応じた減免割合(D)

- 300万円以下の場合 : 全部(10分の10)
400万円以下の場合 : 10分の8
550万円以下の場合 : 10分の6
750万円以下の場合 : 10分の4
1,000万円以下の場合 : 10分の2

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税の全額を免除します。

申請に必要な書類

- 国民健康保険税減免申請書
- 令和3年中の収入見込み額がわかる資料
- 令和2年中の収入がわかる書類(確定申告書及び事業収支の帳簿や給与証明書等)
- 保険金や損害賠償等により補填されるべき金額がわかる書類(保険契約書等)
- 事業等の廃止や失業をしたことがわかる書類(廃業等届出書や事業主の証明等)

減免の対象となる保険税

令和2年度分及び令和3年度分の国民健康保険税であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限を設定されているものが、減免の対象となります。

▽注意事項

- (新型コロナウイルス感染症の影響により)会社都合で離職した方については、本減免ではなく、非自発的失業者にかかる保険税の軽減を適用いたします。
- 同一世帯内の未申告者の方は、収入の申告をしていただいてから減免の申請をしてください。
- 申請期限は、令和4年3月31日までです。

新型コロナウイルス感染症の影響でお困りの方へ

国民健康保険・後期高齢者医療保険

医療費の一部負担金の減免制度をご存じですか

問 福祉課 保険年金係 ☎92-7934 佐賀県後期高齢者医療広域連合 ☎0952-64-8476

国民健康保険又は後期高齢者医療保険に加入している方で、「災害」や「収入の著しい減少」等により、生活が困難になった場合、受診前に申請をすることで、医療機関で支払う一部負担金の減免や徴収を猶予することができます。

対象になる方は、お早めにご相談ください。

※国民健康保険税・後期高齢者医療保険料を滞納されている方は対象外です。



後期高齢者医療保険料の減免について

問 佐賀県後期高齢者医療広域連合 ☎0952-64-8476 福祉課 保険年金係 ☎92-7934

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主が死亡した場合や、世帯主の収入が一定程度減少した場合に、後期高齢者医療保険料を減免します。詳しくはお問い合わせください。

▽保険料の減免の対象となる方

1. 新型コロナウイルス感染症により、世帯主が死亡又は重篤な傷病を負った世帯の方

⇒**保険料を全額免除**

2. 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主の収入減少が見込まれる世帯で、

次の①～③の全てに該当する世帯の方

①世帯主の事業収入や給与収入などのいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること

②世帯主の前年の所得の合計額が1,000万円以下であること

③世帯主の収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

⇒**保険料の一部を減額**

▽減免対象の保険料

- ・令和3年度分の保険料であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの
- ・令和2年度相当分の保険料額であって、令和2年度末に資格を取得したこと等により令和3年4月以後に普通徴収の納期限が到来するもの

国民年金保険料の納付が困難な方へ

問 福祉課 保険年金係 ☎92-7934 佐賀年金事務所 ☎0952-31-4191

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、国民年金保険料の納付が困難な場合は、臨時特例の時的措置として、納付が免除及び猶予される場合がありますので、保険年金係にご相談ください。